

個人情報の保護に関する法律の改正概要

1 現状

現在は、国の行政機関、独立行政法人等、民間企業者それぞれに個別の法律が適用されている。また、これとは別に各地方公共団体のほとんどが条例を定めており、個人情報の定義等も完全には一致していない状況にある。

このことは、いわゆる個人情報の「2000 個問題」と言われるもので、社会全体のデジタル化に対応したデータ流通の支障となっている。(別紙 1・2)

2 改正の趣旨

こうしたことから、国の行政機関、独立行政法人等、民間企業者及び地方公共団体について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体等の的確な個人情報の取扱いの運用を確保することとした。(別紙 2)

3 個人情報の保護に関する法律と議会の関係

国会や裁判所が新たな「個人情報の保護に関する法律」による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、地方公共団体の議会においても、基本的に地方公共団体の機関から除外されることとなった。(別紙 3)